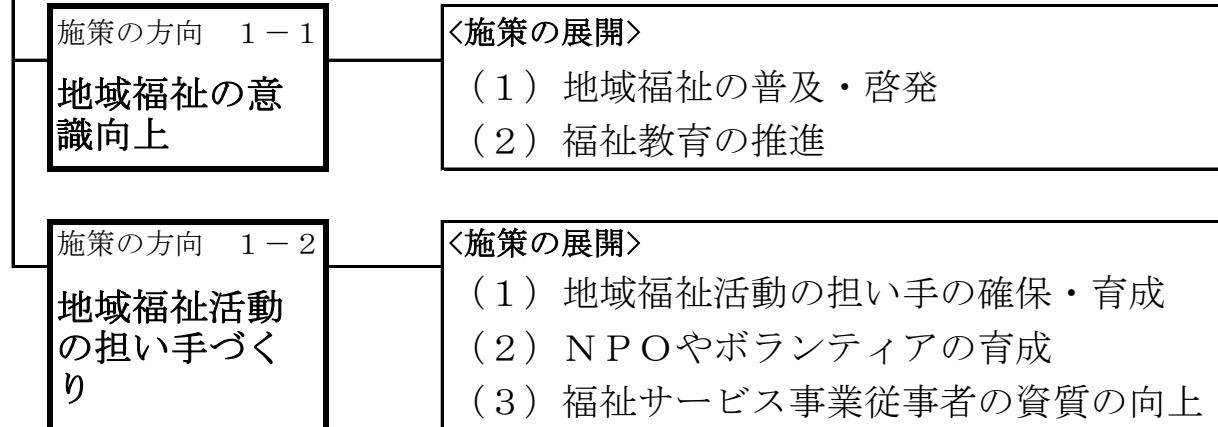


## 第4章 施策の展開

### 第1節 基本目標1の展開

#### 地域福祉を推進する人づくり



#### 1-1 地域福祉の意識向上

地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりが、地域福祉を自らの問題として認識し、福祉への理解と関心を高めることが必要です。

一方で、住民相互のつながりの希薄化とともに地域住民一人ひとりの地域福祉に対する意識が薄れてきています。地域福祉の更なる充実のためには、市民の地域福祉の担い手としての意識の向上と、地域住民主導の福祉活動の促進が求められています。

##### (1) 地域福祉の普及・啓発

###### 現状・課題

地域への关心や住民同士のつながりが希薄化しているなか、地域における助け合いや支え合いの意識の醸成を図るため、地域福祉に関する啓発などを進める必要があります。

その前提となる市民一人ひとりの力を引き出し、共に地域の中で暮らすために何をすべきかを学び、活動し、理解を深めることができます。

###### 方向性

地域福祉を進めるためには、一人ひとりの自助、自立を基本としながら、多くの人が自主的に協力しあい、お互いを理解しあっていくことが必要です。

地域における連帯感を育み、市民一人ひとりが助けあいの意識を高めるため、市民の地域福祉に対する理解と実践のために、学習の機会や情報の提供に努めます。

## 今後の取組み状況

|         |  |
|---------|--|
| 市民の取組み  | <ul style="list-style-type: none"><li>・一人ひとりが、地域福祉を自らの問題として認識し、福祉への理解と関心を高めることが必要です。</li><li>・地域での行事や福祉イベント等に積極的に参加する必要があります。</li></ul>                |
| 地域等の取組み | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域福祉に関する講演や研修の実施を促進します。</li><li>・地域福祉活動に関するPRや啓発活動を実施します。</li><li>・ふれあいサロンや子育てサロンなど、地域福祉活動を積極的にPRします。</li></ul> |
| 市の取組み   | <ul style="list-style-type: none"><li>・市民を対象とした地域福祉に関する学習の機会を設けるとともに、市民や団体の自主的な活動を支援します。</li><li>・様々な媒体や機会を通じて、福祉に関する情報を提供していきます。</li></ul>            |

## (2) 福祉教育の推進

### 現状・課題

「ふだんのくらし」の中に、福祉に関する学習課題はたくさんあります。福祉に関する学びは、生活課題ともつながっており、子どもから大人まで地域住民全体に関係するものです。子どもだけではなく、だれでもが地域福祉について学び、参画することが必要となっています。

### 方向性

児童・生徒の福祉への理解と関心を高めるために、家庭・地域、学校における福祉教育、学習活動の推進を図ります。また、生涯学習の観点からも、福祉に関する情報提供に努め、住民の地域福祉への意識の向上に努めます。

### 今後の取組み状況

|         |   |
|---------|---|
| 市民の取組み  | <ul style="list-style-type: none"><li>・福祉に関する講座や研修等に参加するように努めます。</li><li>・地域福祉への理解や、人権に対する理解を深めます。</li></ul>  |
| 地域等の取組み | <ul style="list-style-type: none"><li>・子どもが福祉活動に参加する機会をつくります。</li><li>・福祉施設の協力を得ながら、施設開放や地域イベントを通じ、住民が福祉を身近に感じられる機会をつくります。</li></ul>  |
| 市の取組み   | <ul style="list-style-type: none"><li>・多くの人が福祉への関心を高め、福祉活動への関わりを持つよう、意識の啓発や福祉への理解を広めていきます。</li><li>・学校教育・福祉学習等を通じて、様々な世代に対して相互理解・人権啓発を進めています。</li><li>・出前講座等により福祉への理解を深めます。</li></ul> |

## 1－2 地域福祉活動の担い手づくり

興味はあるが実際のボランティア活動につながっていない人たちも多い、といふまちづくり達成度アンケート結果からも、情報の提供はもとより、きっかけづくりが必要となっています。

いつまでも地域で安心して暮らすためには、地域住民による見守り活動や安否確認などの福祉活動が必要なことから、こうした地域福祉活動を担うさまざまな人材の更なる確保、養成が求められています。

また、地域福祉活動の推進には、団体並びに次世代の人材の育成、新たなリーダーの発掘及び育成が重要となっています。

### (1) 地域福祉活動の担い手の確保・育成

#### 現状・課題

地域での福祉活動では、担い手の固定化や高齢化、若い世代への活動の広がり不足などの課題が挙げられ、福祉活動を担う人材の発掘・育成への取り組みが大きな課題となっています。

#### 方向性

地域福祉活動に貢献されている民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、自治会などの方々に加え、子どもから高齢者までより多くの市民に地域福祉活動に携わっていただけるような取り組みを推進します。

#### 今後の取組み状況

- |        |   |
|--------|---|
| 市民の取組み | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域福祉に関心を持ち、自分の知識や経験を生かし、できることから取り組みます。</li><li>・民生委員・児童委員や自治会等の活動に理解を深めます。</li></ul> |
|--------|---|

- |         |   |
|---------|---|
| 地域等の取組み | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域福祉活動により多くの市民が関心を持ち、ボランティアの意義を理解し、参加していただけるよう、定年後の世代など多くの人々に働きかけ、活動の担い手を育成していきます。</li></ul> |
|---------|---|

- |       |  |
|-------|--|
| 市の取組み | <ul style="list-style-type: none"><li>・民生委員・児童委員が地域社会において住民の立場に立て活動できるよう民生委員・児童委員協議会に対する活動への支援を推進します。</li><li>・地域住民、ボランティア、NPO法人、事業者の資質の向上を図るとともに広域的な連携と協力体制を推進します。</li><li>・市民自治を実現するための新たなコミュニティ形成を図るため、地域のリーダーを育成します。</li></ul> |
|-------|--|

## (2) NPOやボランティアの育成

### 現状・課題

地域福祉活動は、多くの地域住民がボランティアとして参加し、そうした人々の力で活動が支えられています。

ボランティア活動に参加しやすい取り組みを進めることができます。特に、団魂の世代、高齢者の参画について工夫していくことが求められています。

### 方向性

本市の「市民と行政のまちづくりのための指針」に基づき、NPOと行政が対等のパートナーとして、協働によるまちづくりを推進します。

また、市民の柔軟な発想を生かし地域における多様な生活課題に対応するため、ボランティアセンター、市民活動推進センターの充実と、効果的な活用を図ります。

### 今後の取組み状況

|         |  |
|---------|--|
| 市民の取組み  | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域福祉の担い手として自らの知識や経験を生かし、ボランティアやNPOの活動に取り組みます。</li><li>・困っている人を見たら、声をかけたり、必要な手助けをしたりという、ちょっとしたボランティア活動をします。</li></ul>        |
| 地域等の取組み | <ul style="list-style-type: none"><li>・ボランティア活動への参加意欲のある市民がボランティア活動に取り組みやすくなるようにしていきます。</li><li>・中高生の体験学習の場としてサービス提供事業者に協力を求めます。</li></ul>                         |
| 市の取組み   | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域に根ざしたボランティア活動が展開されるように必要な支援を行っていきます。</li><li>・NPO法人をはじめボランティア団体の活動の支援の充実を図ります。</li><li>・福祉関係のNPO法人の設立を支援していきます。</li></ul> |

### (3) 福祉サービス事業従事者の資質の向上

#### 現状・課題

福祉サービス事業従事者の資質の向上は、基本的には事業者の責任ですが、利用者的人権・権利擁護の観点からこれを支援することが求められています。

#### 方向性

福祉ニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう、関係機関と連携し研修会を実施するなど福祉サービス事業従事者の資質の向上に努めます。

#### 今後の取組み状況

|         |   |
|---------|---|
| 市民の取組み  | <ul style="list-style-type: none"><li>・福祉サービスを利用するときは、様々な情報を入手し、良質な事業者の選択に努めます。</li><li>・問題があった時には、事業者等の苦情相談窓口に連絡し、事業従事者のサービス改善につなげるよう努めます。</li></ul> |
| 地域等の取組み | <ul style="list-style-type: none"><li>・福祉サービス事業者各々の内部研修はもとより、シルバーサービス連絡会等の職能団体での研修の充実に努めます。</li></ul>   |
| 市の取組み   | <ul style="list-style-type: none"><li>・困難事例については、事業者と連携して、解決を図ります。</li><li>・サービス提供事業者や従事者への情報提供を図ります。</li></ul>                                       |

## 第2節 基本目標2の展開

### 情報提供・相談体制の充実とサービス利用の促進

施策の方向 2－1

福祉サービス  
の適切な利用  
の促進

＜施策の展開＞

- (1) 情報提供体制の充実
- (2) 相談体制の充実
- (3) 福祉サービス評価制度の普及促進
- (4) 権利擁護の推進

#### 2－1 福祉サービスの適切な利用の促進

市民の生活様式や考え方方が多様化する中で、市、事業者、ボランティアやNPO法人などにより様々な福祉サービスが提供されています。しかし、一方では、どのようなサービスがあり、どのようにすれば利用できるかなど、利用者側には伝わっていないケースもあることから、利用者の視点にたった情報提供のあり方、利用しやすい仕組みづくりを進める必要があります。

また、サービスを利用する側とサービスを提供する側は対等な立場であるべきことから、利用者側が不利益を被らないよう、福祉サービスの質の向上や、苦情処理体制の整備が必要です。

##### (1) 情報提供体制の充実

###### 現状・課題

情報の提供にあたっては、すべての人が容易に情報を得ることができ、その内容を十分に理解できることが重要です。

支援が必要な方に的確に情報が伝達できるよう、情報の提供方法や情報格差を補う工夫をする必要があります。

###### 方向性

誰もが必要とする情報を容易に入手できるよう、多様な方法による情報提供を行うとともに、高齢者や障害者、子育て世帯はもとより、今後サービスを利用することが見込まれる方にも配慮し、適切な情報提供に努めます。

## 今後の取組み状況

|         |   |
|---------|---|
| 市民の取組み  | <ul style="list-style-type: none"><li>・広報、回覧等の情報には必ず目を通すように心がけます。</li></ul>   |
| 地域等の取組み | <ul style="list-style-type: none"><li>・福祉に関する情報や地域特有の情報を地域住民が共有するために、社会福祉協議会等を中心に情報の共有を図ります。</li><li>・各種団体や事業者は、積極的に地域へ情報発信します。</li><li>・福祉サービス事業者は積極的に利用者への福祉情報提供をします。</li></ul> |
| 市の取組み   | <ul style="list-style-type: none"><li>・広報紙、パンフレット等による分かりやすい情報提供に努めます。</li><li>・だれもが見やすく使いやすい市ホームページの掲載に努めます。</li><li>・出前講座などにより福祉サービス内容の周知を図ります。</li></ul>                        |

## (2) 相談体制の充実

### 現状・課題

現在、市内では、福祉関係機関、福祉事業者、NPOやボランティア団体など様々な福祉サービスの担い手が、様々な福祉活動を行っており、福祉施設、医療機関、保育所、幼稚園、さらに地域で活躍している民生委員・児童委員など、福祉に関する身近な相談窓口となっています。

しかし、実際にはこうした身近な相談窓口がどこにあるかわかりづらいといった声も聞かれます。

### 方向性

地域包括支援センターや身体障害者福祉センター、西深井地域生活支援センターをはじめとする施設、民生委員・児童委員、身体・知的障害者相談員など、身近な方や場所で気軽に相談でき、適切なサービスが提供できる、一貫した相談体制の構築に努めます。

### 今後の取組み状況

|         |  |
|---------|--|
| 市民の取組み  | <ul style="list-style-type: none"><li>困っている問題を自分自身で抱え込まないで身近な専門機関に相談します。</li><li>相談窓口や福祉サービスについて教え合います。</li><li>困ったときに相談できる人や窓口を日頃から確保・確認しておきます。</li></ul>                                     |
| 地域等の取組み | <ul style="list-style-type: none"><li>各種支援センターや民生委員・児童委員と連携し、福祉サービス利用の手助けをします。</li><li>問題を抱えている人やサービス利用に結びついていない人を市や関係機関につなげる役割を果たします。</li><li>サービス提供事業者は、専門の知識や技術を生かした相談・支援活動を行います。</li></ul> |
| 市の取組み   | <ul style="list-style-type: none"><li>現在設置している各相談窓口の専門性の向上とともに、各窓口間の連携を図り、相談者の多様なニーズに適切に対応できる相談体制の充実を図ります。</li><li>相談員の資質の向上を図ります。</li></ul>   |

### (3) 福祉サービス評価制度の普及促進

#### 現状・課題

福祉サービスを受ける場合、利用者は、質の高い福祉サービスを求めます。利用者のニーズにあった事業者をどのように選択すればよいサービスが受けられるかが求められています。

#### 方向性

提供される福祉サービスは、公平・中立な第三者機関が客観的な立場から評価を行い、その結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択が行えるようになります。

千葉県では平成18年度から福祉サービス第三者評価事業を行っていますが、その普及促進を図ります。

#### 今後の取組み状況

**市民の取組み**     ・ 福祉の各種制度への関心を高めます。  
                      ・ 必要に応じ、福祉の各種制度や相談窓口を有効に活用します。

**地域等の取組み**     ・ 福祉サービス事業者は、第三者評価の積極的な導入に努めます。  
                      ・ 情報を必要としている人に必要とする情報の提供に努めます。

**市の取組み**     ・ サービス提供事業者による福祉サービス第三者評価や情報提供の取り組みが適切に行えるよう働きかけを行います。  
                      ・ 利用者が安心してサービスを利用することができるよう苦情解決の支援や対応を行います。

## (4) 権利擁護の推進

### 現状・課題

福祉制度が措置から契約へ変わってきたことから、判断能力が十分でない認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等が、安心してサービスが受けられるようサポートが必要です。

また、虐待、DV、孤独死、不登校・ひきこもりなど様々な生活課題があります。

誰もが、人としての尊厳をもって、家庭や地域社会の中で、障害の有無や年齢、性別によって差別されず、安心して生活が送れるように、市民一人ひとりの人権を尊重する地域づくりが大切です。

### 方向性

福祉サービスの利用者が、その利用において問題が生じた場合に、事業者との関係で弱い立場に立つことのないよう、対等な立場で苦情・要望が言える環境整備と、公正な苦情解決への対応に努めます。

### 今後の取組み状況

|         |   |
|---------|---|
| 市民の取組み  | <ul style="list-style-type: none"><li>人間の尊さ、命の大切さを理解し、人権を尊重します。</li><li>認知症や障害者に関する理解と知識を深めます。</li></ul>  |
| 地域等の取組み | <ul style="list-style-type: none"><li>地域での生活課題の発見に努めます。</li><li>社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会、ボランティア、NPO法人、福祉団体などは、様々な機会を通じて権利擁護を推進していきます。</li><li>福祉サービス事業者は、従事者への権利擁護の啓発等に努めます。</li></ul>                       |
| 市の取組み   | <ul style="list-style-type: none"><li>様々な問題解決にむけ、地域福祉活動団体や関係機関などと連携し解決の推進を図ります。</li><li>認知症高齢者や障害のある人などが、必要なサービスを適切に利用できるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及啓発や利用促進を図ります。</li><li>虐待等の予防と早期発見に努め、その解決に努めます。</li></ul> |

### 第3節 基本目標3の展開

#### 地域福祉推進のための仕組みづくり

施策の方向 3-1

支え合いの  
基盤づくり

＜施策の展開＞

- (1) 保健・医療・福祉などの連携
- (2) 民生委員・児童委員活動の推進
- (3) 社会福祉協議会との連携

施策の方向 3-2

福祉拠点の充  
実

＜施策の展開＞

- (1) 各種団体と行政との協働の推進
- (2) 社会福祉施設の活用

#### 3-1 支え合いの基盤づくり

地域における多様なニーズに対応し、地域福祉を推進するためには、行政がその支援を行うことはもとより、社会福祉協議会をはじめ福祉活動団体や保健・医療機関などの様々な団体の機能が重要な資源になります。

そこで、地域福祉の担い手となるこれらの団体と行政が連携・協働することにより、地域福祉活動がさらに発展するよう、福祉を支える基盤づくりを図ります。

##### (1) 保健・医療・福祉などの連携

###### 現状・課題

支援を必要とする人の状況やニーズに応じ、必要とされる保健・医療・福祉サービスを効果的・効率的に提供するため、保健分野の各種検診事業や相談事業と福祉分野の各種サービスや相談事業の一体的利用とサービスの提供を支える医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会、サービス事業者など関係機関・関係団体との連携が求められています。

###### 方向性

保健・医療・福祉などの連携強化を図り、地域の様々な活動や社会資源の活用をめざします。

## 今後の取組み状況

|         |   |
|---------|---|
| 市民の取組み  | <ul style="list-style-type: none"><li>・自らの身は自ら守るという意識を常に持ちます。</li><li>・特定健康診査や定期的な検診を受けます。</li><li>・住み慣れた地域で安心して暮らせるよう行政や地域などが行う保健・福祉・医療に関する講座や体験学習に参加します。</li></ul>                      |
| 地域等の取組み | <ul style="list-style-type: none"><li>・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対しては、地域の関係者が連携し、日常的に見守り・交流により支える地域のコミュニティづくりを進めます。</li><li>・自分たちの住む地域のことは、自分たちが責任を持って決定していく「地域福祉の仕組みづくり」に取り組む意識を醸成します。</li></ul> |
| 市の取組み   | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域包括支援センター等の相談機関が必要に応じて専門機関の支援や適切な医療・介護サービスにつなげられるよう、地域における新たな相互協力体制を構築します。</li><li>・流山市健康都市プログラムに基づく各種事業の推進を図ります。</li></ul>                       |

## (2) 民生委員・児童委員活動の推進

### 現状・課題

民生委員・児童委員は、身近な相談役や支援者として、各種相談に応じ必要な援助を行うなど、幅広く地域福祉活動に取り組んでいます。しかし、地域のつながりの希薄化が進む中で、生活課題や問題を抱えた人が地域から孤立しやすく、また地域の課題として捉えにくくなるといった問題も発生しています。

### 方向性

住民の立場に立ちながら、生活のこと、子ども・障害のある人・高齢者のことなど幅広い相談を受けたり、問題を解決していくため、関係機関との連携や情報交換を図っています。

地域の人たちが安心して暮らせるように、見守りの必要な人の早期発見や災害時ひとりも見逃さない運動の活動を行っていきます。

### 今後の取組み状況

**市民の取組み** ・担当民生委員・児童委員を知り、身近な相談相手として活用します。

**地域等の取組み** ・民生委員・児童委員が活動しやすいよう、積極的に支援します。（地域）  
・地域住民のニーズを的確に把握し、行政や関係機関と連携し、課題解決に努めます。

**市の取組み** ・民生委員・児童委員と関係機関との連携を推進します。  
・市民に民生委員・児童委員の活動実態を広く周知し、各地域において密着した活動ができるよう環境整備に努めます。  
・民生委員・児童委員として必要な知識を学ぶ研修の実施など必要な支援をしていきます。

### (3) 社会福祉協議会との連携

#### 現状・課題

本市における地域福祉活動は、社会福祉協議会を中心として展開されており、市民の福祉への理解を深め、福祉活動への参加、協力を得ながら、また、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等の地域の関係団体や地域包括支援センター等の関係機関と連携して、地域で活動する人の支援や組織等の福祉コミュニティづくりが課題となっています。

#### 方向性

増大するニーズに対応するため、事業内容の検討及び施策の推進に協働で取り組みます。

また、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と相互に連携しながら計画に基づく施策の実現を目指します。

#### 今後の取組み状況

市民の取組み

- ・市社会福祉協議会の会員となるとともに、その活動について関心を持ちます。

地域等の  
取組み

- ・社会福祉協議会は、地域福祉にかかわる人材の育成と組織基盤の強化を図ります。
- ・地域福祉のリーダー役として、関係者や関係団体との連携強化と情報の共有を図ります。
- ・地域福祉活動計画を策定し、実践していきます。

市の取組み

- ・社会福祉協議会の活動を支援します。
- ・理事会や、評議員会に行政代表委員として参画します。
- ・地域福祉活動計画を支援します。

## 3－2 福祉拠点の充実

地域では、さまざまな福祉活動団体、NPO法人、福祉サービス提供事業者などが、相談や情報提供、サービスの提供などを行っており、地域福祉の拠点となっています。このような拠点としての機能をより強化するために、活動の場づくりや必要な人に必要な支援がスムーズに提供されるしくみづくりが必要となっています。

また、市内4箇所に設置されている地域包括支援センターは、総合相談支援、権利擁護、包括的、継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの業務を一体的に担っており、社会福祉士、保健師、主任ケアマネージャー等により専門的な知識や経験を生かし高齢者を取り巻く様々な事案に対応しています。このような専門的な支援機能を持つ地域包括支援センターを各地域の福祉拠点として、多面的に機能の強化を進めています。

### (1) 各種団体と行政との協働の推進

#### 現状・課題

市民が福祉サービスを利用する場合は、各分野、関係機関や団体の複数のサービスを横断的に利用することもあります。このため、サービス提供者は連携を強化し、協働で福祉サービスの推進を図ることが求められています。

#### 方向性

民生委員・児童委員、健康づくりや子育てなど地域福祉に携わる団体やボランティア、NPO法人など、各団体間の情報交換や多様な社会資源の連携を支援します。

そして、市民が健康で安心して暮らせるよう、市民と行政が協働で支えあうための仕組みづくりに取り組みます。

## 今後の取組み状況

- |         |   |
|---------|---|
| 市民の取組み  | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域の中にある社会福祉事業者やNPO法人などが、どのような活動を行っているか、把握しましょう。</li><li>・自治会、老人クラブ、子ども会など地域にある組織に対し、理解を深める努力をします。</li></ul>  |
| 地域等の取組み | <ul style="list-style-type: none"><li>・地区社会福祉協議会や自治会などと地域にある社会福祉施設やNPO法人などとの間で、日頃から活動情報の交換を行ったり、意見交換を行う場を設けたりし、交流の場を図ります。</li><li>・社会福祉事業者、NPO法人は、積極的に地域の活動に参加、協力するように努めます。</li></ul>                               |
| 市の取組み   | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域福祉を推進するための活動の場を提供します。</li><li>・地区社会福祉協議会や自治会の活動への社会福祉施設やNPO法人の参加・協力を推進するため、活動主体間の連携促進を図ります。</li><li>・公的福祉サービスは分野ごとに提供していますが、効率的でないこともあることから、行政組織における横の連携促進を図ります。</li></ul> |

## (2) 社会福祉施設の活用

### 現状・課題

地域にある社会福祉施設は、利用者へのサービス提供だけではなく、地域全体の福祉サービスに関する情報の収集・発信・交換、総合的な相談の場として、活用することが望まれています。

### 方向性

地域包括支援センターを介護予防の拠点として、また、高齢者の相談窓口として関係機関・関係団体と連携していきます。

また、公民館や集会所、福祉会館などを、地域福祉を担う拠点として活用することを検討します。

### 今後の取組み状況

|         |  |
|---------|--|
| 市民の取組み  | <ul style="list-style-type: none"><li>・公民館や集会所、福祉会館などを福祉拠点として活用します。</li></ul>  |
| 地域等の取組み | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域の福祉施設を、地域福祉を担う市民が気軽に集まることができる場とします。</li><li>・気軽に集まっておしゃべりできる場づくりを進めます。</li><li>・事業者は、地域交流事業に積極的に参加し、また、開催します。</li></ul>   |
| 市の取組み   | <ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者やその家族など総合相談窓口となっている地域包括支援センターの機能強化を図ります。</li><li>・子育てに関わる自主グループやボランティアへの支援、相談事業の充実を図ります。また、子育て中の親子が交流しながら、相談や情報提供できる場を身近な場所に整備していきます。</li><li>・高齢者福祉施設や障害者福祉施設、児童福祉施設などの福祉施設が行う地域開放事業を促進し、市民と施設利用者との交流に努めます。</li></ul> |

## 第4節 基本目標4の展開

### 誰もが安心して暮らせるまちづくり

施策の方向 4－1

住民参加による地域の支え合い

＜施策の展開＞

- (1) 地域コミュニティづくりの推進
- (2) 地域交流の推進
- (3) 地域活動やボランティア活動の参加促進

施策の方向 4－2

安全・安心のまちづくり

＜施策の展開＞

- (1) 災害時要援護者避難支援の推進
- (2) 地域の多様な生活課題への対応
- (3) 物・心・情報のバリアフリー化

#### 4－1 住民参加による地域の支え合い

地域コミュニティの推進母体として、自治会は地域福祉活動の基盤となっています。そこに住む人が自治会の活動に参加することは地域の連帯を深める意味でも非常に重要です。しかし、核家族や価値観の多様化などを背景に自治会加入率は年々低下傾向にあり、平成23年度には約 44.5% となっています。地域における連帯感の希薄化とともに、伝統的な相互扶助機能も弱体化してきています。

平成23年4月に実施した高齢者等実態調査結果でも、隣近所との付き合いにおいて、44.5%の方は「顔を合わせれば挨拶する程度」と答える一方で、体の具合が悪くなったり、介護が必要になった場合に、自治会やボランティアによる声かけなど簡単な援助をしてもらうことについて考え方を聞くと「簡単な援助を頼みたい」と答えた人が66.9%になるなど、地域での支え合いに期待が寄せられています。そこで、思いやりのある地域コミュニティを推進するため、地域福祉活動の基盤となっている自治会活動を一層促進していく必要があります。

## (1) 地域コミュニティの推進

### 現状・課題

地域福祉を推進するに当たっては、母体となる地域コミュニティが組織され、いつどのような場所でも気軽に声をかけられるようなコミュニティづくりが大切です。地域住民のつながりの希薄化や価値観の多様化などにより、地域での日常的な支え合い、助け合いが少なくなってきた現状にあります。

### 方向性

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには住民相互の交流や地域の関係団体が連携し、地域での支え合い、助け合いが行われるよう、意識の啓発や地域組織への参加の促進が必要となっています。

### 今後の取組み状況

|         |   |
|---------|---|
| 市民の取組み  | <ul style="list-style-type: none"><li>・自治会やNPOなどの市民活動への理解を深め、積極的に参加します。</li><li>・家族、隣近所がどのようなことに困っているか把握します。</li></ul>  |
| 地域等の取組み | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域で行われている行事や活動を広く知らせ、地域住民の参加を促します。</li><li>・誰もが地域活動に参加しやすい雰囲気づくりに努めます。</li></ul> |
| 市の取組み   | <ul style="list-style-type: none"><li>・小学校を単位とした各種地区組織の活性化を図ります。</li><li>・自治会やNPOなどの市民活動団体への加入促進を支援します。</li></ul>       |

## (2) 地域交流の推進

### 現状・課題

高齢者等実態調査による、隣近所との付き合いの程度については「顔を合わせればあいさつする」といった付きあい方が最も多く、「毎日のように話をする」、「時々世間話をする」といった親密な付き合いの割合は低くなつております。近所付き合いが希薄になってきている現状にあります。

### 方向性

地域の行事や様々な機会を通して市民の触れ合いや交流を活発にし、地域のつながりを深めていく必要があります。

### 今後の取組み状況

**市民の取組み**

- ・地域の一員として、積極的に地域活動に参加します。
- ・日頃からあいさつや要援護者への声かけ、見守り活動を心がけます。

地域等の  
取組み

- ・様々な地域行事を通じて、顔見知りの関係などのつながりができるような地域活動を開催します。
- ・高齢者や障害者を含め、幅広く住民に地域活動への参加を呼びかけます。
- ・地域の人が交流できる機会を増進します。
- ・地域でどのようなボランティアが必要なのかを把握し、ボランティアを積極的に受け入れます。
- ・社会福祉施設の持つ専門的知識、経験を生かし、地域活動への協力や施設の地域開放に努めます。

市の取組み

- ・子どもから高齢者まで幅広い年齢層や障害者などが地域福祉活動に関われる地域交流事業を支援します。

### (3) 地域活動やボランティア活動の参加促進

#### 現状・課題

地域福祉の推進を図る上で、住民団体による地域活動やボランティア活動が果たす役割は大きくなっています。

とりわけ、超少子高齢社会が進む中で、団魂の世代を含め、多くの方々に地域福祉活動に参加していただききっかけづくりを進めていく必要があります。

#### 方向性

地域社会をより住みやすいものにしていこうという意識の高まりを生かし、地域の生活課題への対応とともに住民の自己実現意欲も満たすことができるよう、地域活動やボランティア活動への参加を促進します。

#### 今後の取組み状況

|         |   |
|---------|---|
| 地域等の取組み | <ul style="list-style-type: none"><li>自らが、福祉サービスの受け手であるとともに、担い手であることを認識し、空き時間や能力を積極的に地域活動やボランティア活動に参加するよう努めます。</li></ul>  |
|         | <ul style="list-style-type: none"><li>住民の地域福祉意識の醸成を図るために、地域活動への参加を呼びかけます。（地域）</li><li>団魂の世代をはじめ、住民が地域活動に参加しやすいよう情報提供や雰囲気づくりに努めます。（地域）</li><li>ボランティアやボランティア団体への支援・助成を通じて、ボランティア活動の強化に努めます。（社会福祉協議会）</li></ul> |
| 市の取組み   | <ul style="list-style-type: none"><li>市民活動推進室や社会福祉協議会のボランティアセンターを活用し、市民のボランティア意識の醸成を図ります。</li><li>様々な地域活動を周知し、市民が参加できるよう情報の提供と共有化に努めます。</li></ul>   |

## 4－2 安心・安全のまちづくり

地域の連帯感が希薄になっている中、地域社会における安心・安全が求められており、民生委員・児童委員等の福祉関係者やボランティア団体など、地域全体で課題を共有し、地域づくりを推進する必要があります。

また、全ての人が住み慣れた地域で、安心して暮らすためには、施設、道路、交通機関などの生活環境のバリアフリー化だけでなく、偏見や障害に対する理解不足から無意識に差別してしまうことがなくなるよう、心の面でのバリアフリー化の普及啓発が必要です。

さらに平成23年3月11日に発生した東日本大震災のような大規模災害が発生した場合に備え、安全対策の体制づくりを進めていきます。

特に、高齢者や障害者など災害弱者といわれる方々が地域で安心して暮らせるよう要援護者の居場所の把握と支援を的確に行う体制づくりを進めていきます。

### (1) 災害時要援護者避難支援の推進

#### 現状・課題

大規模な災害が発生した際には、初期対策として地域での防災活動が重要な役割を担っています。

本市においても、自治会を中心とした自主防災組織が多く結成され、地域における自主防災活動を行っています。また、民生委員・児童委員による「災害時一人も見逃さない運動」もすすめられています。

災害対策の推進にあたっては、市全体としての総合的な取組が重要であり、中でも災害時要援護者の個別避難支援を的確に進める体制づくりが課題となっています。

#### 方向性

災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害がある人などが、安全かつ確実に避難できるよう、「地域防災計画」や、「災害時要援護者避難支援計画」に従って、自主防災組織をはじめとする地域の支援団体と連携しながら災害時要援護者避難支援事業を進めていきます。

## 今後の取組み状況

|         |  |
|---------|--|
| 市民の取組み  | <ul style="list-style-type: none"><li>・災害時に支援が必要となる方は、自らが要援護者であるという意思表示を行います。</li><li>・日頃から、自治会や近隣住民との交流を図り、避難支援を受けやすい環境づくりに努めます。（要援護者）</li><li>・要援護者との信頼関係を構築するとともに、普段から見守りや声かけを行います。（支援者）</li></ul>    |
| 地域等の取組み | <ul style="list-style-type: none"><li>・地域における各種行事や事業を通じて要援護者との交流を図り、普段から見守りや声かけを行います。</li><li>・防災訓練等を実施し、住民の防災意識啓発に努めます。</li><li>・自主防災組織の結成を進めます。</li></ul>  |
| 市の取組み   | <ul style="list-style-type: none"><li>・防災訓練の実施や地域住民による防災訓練の支援を通じて、市民の防災意識の向上に努めます。</li><li>・災害時は、市から、防災行政無線や、携帯電話の流山市安心メールまたは、自治会等を通じた対象地域への連絡網等による情報伝達に努めます。</li><li>・流山市災害時要援護者避難支援計画を推進します。</li></ul> |

## (2) 多様な生活課題への対応

### 現状・課題

高齢者をはじめ、障害のある人、子育てをしている人など、地域には何らかの支援を必要とする人たちが暮らしています。こうした支援の必要な人たちが身近な地域でより安心して生活していくには、地域の多様なネットワーク機能を生かし、様々な生活課題の発見に努め、対応していくための活動が必要です。

### 方向性

地域課題を解決するために、地域の見守り体制の充実を図り、各種団体間のネットワークづくりに努めます。また、虐待やDVについて、身近な問題としての認識を高めるとともに、相談体制の充実や関係機関との連携を強化し、迅速な対応に努めます。

### 今後の取組み状況

|         |  |
|---------|--|
| 市民の取組み  | <ul style="list-style-type: none"><li>・隣近所で支援が必要な人の見守りに努めます。</li><li>・身近に相談できる相手をつくります。</li><li>・隣近所で異変を発見したら、民生委員・児童委員や関係機関へ相談、連絡・通報します。</li></ul>                |
| 地域等の取組み | <ul style="list-style-type: none"><li>・各種相談機関との連携を強化します。</li><li>・高齢者の見守り活動、児童・生徒への登下校時の声かけ運動などを支援します。</li><li>・社会福祉協議会が主体となって活動し、地域の課題を解決するための活動を支援します。</li></ul> |
| 市の取組み   | <ul style="list-style-type: none"><li>・虐待などの早期発見に努め、関係機関と連携して問題解決に努めます。</li><li>・民生委員・児童委員へ支援を必要とする人の情報を提供します。</li><li>・様々な生活課題に対する対応について情報を提供します。</li></ul>       |

### (3) 物・心・情報のバリアフリー化

#### ■ 現状・課題

すべての人が積極的に社会参加できるよう公共施設等のバリアフリー化とともに、市民やサービス事業者等への意識啓発が必要です。

#### ■ 方向性

誰もが暮らしやすい、社会参加しやすい福祉のまちづくりに向けて、道路や駅舎等のバリアフリー化や移動手段の確保に努める必要があります。また、心のバリアフリーへの啓発活動を推進します。

#### ■ 今後の取組み状況

|         |  |
|---------|--|
| 市民の取組み  | <ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者や障害者、妊産婦などの擬似体験や介護体験等を通じて要援護者等への理解や交流を深めます。</li><li>・エレベーターや優先駐車スペース、身体障害者用トイレ等の優先施設を尊重するなど思いやりの心をもって行動します。</li><li>・バリアフリー、ユニバーサルデザインについて理解を深めます。</li></ul> |
| 地域等の取組み | <ul style="list-style-type: none"><li>・可能な範囲で、要援護者の地域での生活を支援するとともに、介護者の負担の軽減に協力します。</li><li>・点字広報や声の広報等を発行し、情報の提供を行っていきます。</li></ul>   |
| 市の取組み   | <ul style="list-style-type: none"><li>・公共施設や、公共交通機関等のバリアフリー化を推進します。</li><li>・高齢者や障害者が自宅で暮らしやすいように住宅改造を支援していきます。</li><li>・人権教育・啓発の講演を行うとともに、障害や認知症等についての理解を深めるよう情報を提供します。</li></ul>                     |